

様式第 5（第 38 条第 2 項関係）

（表）

写真	第 号 石綿による健康被害の救済に関する法律第55条第2項の規定による身分証明書 職名及び氏名 生 年 月 日 年 月 日発行 印 独立行政法人 環境再生保全機構理事長

（裏）

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい （保健医療機関等に対する報告の徴収等） 第55条 機構は、第13条第1項の規定による保健医療機関等に対する医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保健医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保健医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。 2 第50条の6第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。	3 機構は、保健医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第1項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保健医療機関等に対する医療費の支払を一時差し止めることができる。 （特別事業主に対する報告の徴収等） 第50条の6 （略） 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
---	---

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 B 7 とする。